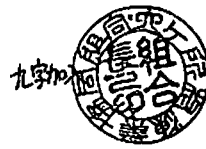


内共第39号第5種  
共同漁業権遊漁規則

六ヶ所村漁業協同組合



六ヶ所村漁業協同組合内共39号

第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は六ヶ所村漁業協同組合が免許を受けた内共第39号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、ふな、わかさぎ、うなぎ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条第1項に規定する遊漁料を納付し、組合の承認を受けなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内において手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2、次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具漁法	規模
たも網	本目22節以上の網目で口径1m以内

3、当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
わかさぎ	4月21日～6月20日 9月1日～翌年3月15日
こい	4月21日～12月31日
ふな	
うなぎ	



(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
田面木沼 上流部の平沼川河口中央から半径 500m以内の区域。	1月1日～12月31日
市柳沼 上流部の石渡川河口中央から半径 500m以内の区域。	
高瀬川 河口から上流へ700mまでの間 の区域。	竿釣等以外の漁法 1月1日～12月31日

(全長制限)

第 6 条 次の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に規定する大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	2 0 cm 以 下
ふ な	1 5 cm 以 下
わ か さ ぎ	3 cm 以 下
う な ぎ	3 0 cm 以 下

(遊漁料及び納付の方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者が未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者のときは、2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	遊 漁 料
こ い 、 ふ な	手 釣	1 日 400円
わ か さ ぎ	竿 釣	1 年 3,000円
う な ぎ	た も 網	

- 2、遊漁料は、あらかじめ六ヶ所村漁業協同組合事務所（上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下15番地）に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2、遊漁承認証は他人に貸与してはならない。



(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます ひめます(蔦沼のみ) うぐい、こい ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円
溪流漁	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦 沼のみ) うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円

2、前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会 (青森県十和田市元町東4丁目1番地15号)

3、第1項の共通遊漁承認証の様式は別紙様式第3号のとおりとする。

4、遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5、第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2、遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3、遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4、ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行なうことがある。

2、漁場監視員は別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。



様式 (1)

遊漁承認証		No. _____
下記の通り承認します。		
遊漁者住所 _____	氏名 _____	年齢 _____
承認期間 _____	魚種 _____	
漁具漁法 _____	遊漁区域 _____	
遊漁料 _____	円 _____	
発行者 _____	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
六ヶ所村漁業協同組合 ㊤		

裏 注意事項

- 1 本証は、遊漁の際必ず携帯してください。
- 2 本証は、漁場監視員又は組合の役職員の要求あるときは提示してください。
- 3 本証は、他人に貸与又は書き直ししないでください。
- 4 本証は、承認期間後速やかに組合へ返してください。
- 5 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 6 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

様式 (2)

<del>遊漁</del> 漁場監視員証		No. _____
下記の者は組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏名 _____	年齢 _____	
住所 _____		
有効期間 _____		
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行		
発行所 六ヶ所村漁業協同組合 ㊤		

裏 注意事項

- 1 本証は、職務執行の際必ず携行してください。
- 2 本証は、利害関係者の要求あるときは提示してください。
- 3 本証は、他人に貸与し又は勝手に字句の修正をした場合は無効とします。
- 4 本証は、有効期間経過後は速やかに返納してください。

別記様式第3号

<表>

(全魚種券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名	年令 歳	
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(鱒科のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユが除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間が青森県内水面漁業協同組合により異なる)	
遊漁区域	青森県内の河川(十和田湖、大童子川、大淵川、黒川、上三戸川、楡川)及び湖沼(十和田湖、大淵川、黒川、上三戸川、楡川)を除く。また、県内水面漁業協同組合規程(各流域の遊漁規則)で定められた遊漁禁止区域を除く。	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁業主催の大会等の特別イベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外には使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」を参照下さい。